

回 答 書

令和 7年 8月 19日

富士吉田市役所 企画部 安全対策課

工事(業務)名 :

上記の工事(業務)について別紙の通り質疑を受けましたので、下記のとおり回答いたします。

回 答

仕様書1

リース会社を介さずに、賃貸借契約いたします。

仕様書3(1)、(5)

スイッチ式等で未就学児用と小学生から大人用の2種類に区別できる場合は、未就学児用のパッドカートリッジは不要でも構いません。

その場合、未就学児用/小学生から大人用の区別が明確にわかるものや操作時に案内や誘導が入るものなど、工夫されているものを必須とする。

仕様書3(3)、(8)

AEDを収納するキャリングケース一つで収まるものであれば、AED収納袋は省略することは問題ない。

AEDを収納袋は、収納のみの役割で、他のケース等と合わせて持ち運びするものを想定している。

仕様書3(6)

ステッカーサイズと比較して、企業側のロゴよりもAEDの設置がわかりやすく表示されているものであれば、構いません。

仕様書5(2)

出力エネルギーは、成人で150J、最大360Jとしているため、150Jから360Jを範囲内の目安とします。エスカレーション式であっても、この範囲内であれば、構いません。

仕様書5(3)

振幅、心拍数、伝導性、安定性の4項目が解析項目に含まれていれば、それら以外の解析項目があっても、問題ありません。
仕様書5(5)
ショック回数が140回相当でも構いません。
仕様書5(6)
AEDは一般の方でも、救急医療の現場で利用できるものと認識しているため、わかりやすく的確に胸骨圧迫・人工呼吸の順を示すもの(音声等含む)であれば構いません。
仕様書5(8)
セルフテストの方法を示したものであり、他の方法でもAEDが使用可能な状態か否か判定できる方法であれば、判定するに指定はありません。
仕様書5(9)
AED本体、バッテリー、電極パッド等含め2.3kgでも構いません。但し、持ち出して使用することが想定されるため、重くないものが良いです。
仕様書5(10)
耳の不自由な方でも、AEDの操作ができるものであれば、「耳マーク」はなくても構いません。その場合、操作ガイダンスが分かりやすく示されているものが良いです。
仕様書5(11)
消耗品交換については、設置先の事業所の負担ともなるため、受託者が現地で交換してください。交換の頻度は消耗品の耐用とAEDの性能が劣らない範囲で交換してください。
仕様書5(12)
設置場所の事業所の職員に求められた際に、現場での説明又は取扱説明書や動画による説明を、確認していただき希望された方法で説明していただければ良いです。
仕様書5(7)
仕様書の「契約条件」(7)はありません。